



平成 25 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 アイ・エム・アイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 積賀 一正
(JASDAQ・コード番号 7503)
担当者役職・氏名 取締役管理本部長 須賀 裕二
電 話 048-988-4411

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 24 日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ.②において定義いたします。）の取得につきまして、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ 市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 25 年 11 月 10 日まで整理銘柄に指定された後、同年 11 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の承認決議に基づき、本日開催の取締役会におきまして、平成 25 年 11 月 13 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を平成 25 年 11 月 14 日を取得日として当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社の A 種種類株式を 134,545 分の 1 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、本件プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の方法による、定

款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、A 種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 134,545 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 134,545 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、KTC 株式会社（以下「KTC」といいます。）及び株式会社積賀マネジメント以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社の定款一部変更（上記 I. ①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記 I. ①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、上記 I. ②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリース「I.1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、本件プレ

スリリース「Ⅰ.2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生日

上記Ⅰ.①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認決議をもって、本日その効力が発生しております。また、上記Ⅰ.②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、平成 25 年 11 月 14 日をもってその効力が発生いたします。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得（上記Ⅰ.③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記Ⅰ.③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る内容は、本件プレスリリース「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件（「全部取得条項付普通株式の取得の件」）」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに上記Ⅰ.①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記 2. において定義します。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種類株式を 134,545 分の 1 株の割合をもって交付するものです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記Ⅰ.③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、上記Ⅰ.②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成 25 年 11 月 14 日（以下「取得日」といいます。）をもってその効力が発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社の

A 種種類株式を 134,545 分の 1 株の割合をもって交付するものです。

このように割り当てられる A 種種類株式の数に 1 株未満の端数が生じる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、A 種種類株式を割り当てた結果生じる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を会社法第 234 条の規定に従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を KTC に売却することを予定しております。

この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 2,620 円（KTC が平成 25 年 7 月 8 日から同年 8 月 19 日まで行った当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）は次のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 25 年 10 月 10 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年 10 月 10 日（木）
当社普通株式の JASDAQ 市場における整理銘柄への指定	平成 25 年 10 月 10 日（木）
当社普通株式の JASDAQ 市場における売買最終日	平成 25 年 11 月 8 日（金）
当社普通株式の JASDAQ 市場における上場廃止日	平成 25 年 11 月 11 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 11 月 13 日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年 11 月 14 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 11 月 14 日（木）

以上